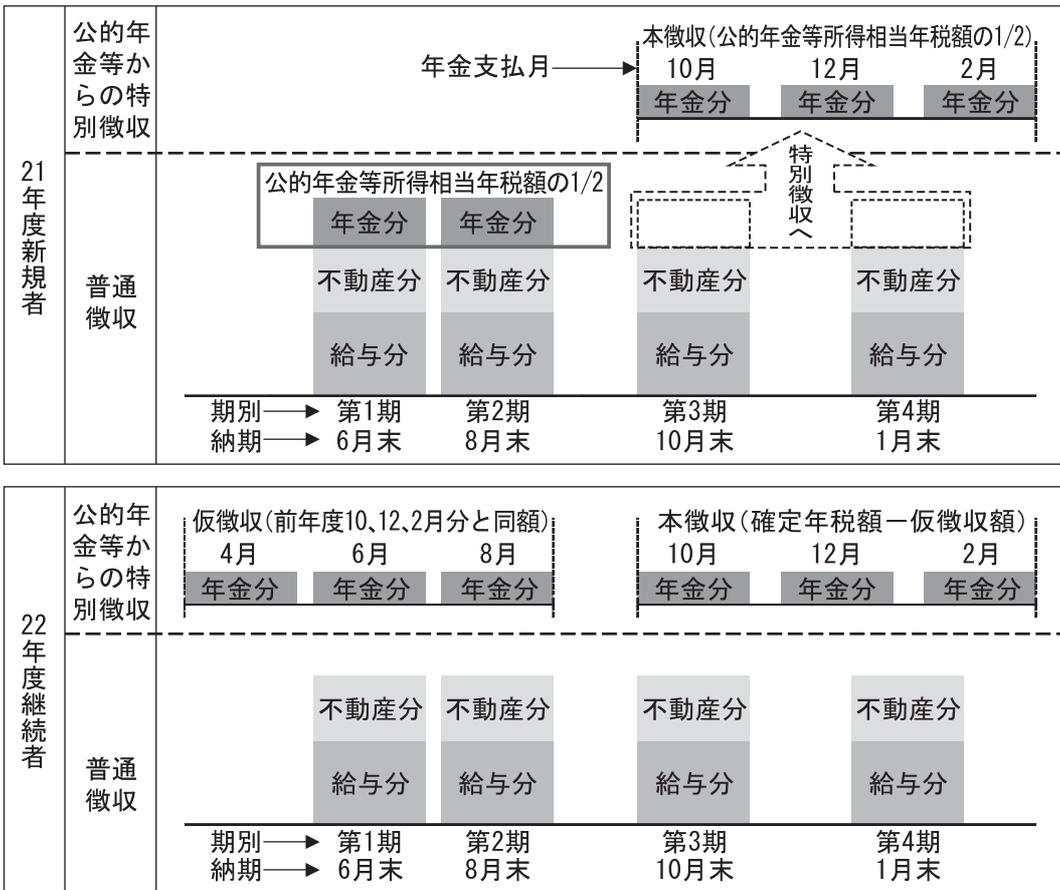


# 公的年金等からの特別徴収と寄附金控除の拡充

## 公的年金等からの特別徴収開始の流れのイメージ (給与所得、年金所得、不動産所得のある方)



### 公的年金等からの特別徴収

21年10月から、市・県民税を公的年金等からあらかじめ差し引きする「特別徴収」が始まります。

### 特別徴収の対象者

平成21年4月1日現在、老齢基礎年金等の支払を受けている65歳以上の方で、前年中に市・県民税が課税となる公的年金等の支払があった方が対象です。

公的年金等とは国民年金、厚生年金、共済年金、企業年金など  
**特別徴収される年金**

老齢基礎年金等です。

納税通知書で納めていただく方  
老齢基礎年金等の支払額が、年額18万円未満の方

所得税、介護保険料などを差し引いた後の年金から、市・県民税が引ききれない方

1月1日には狭山市に居住していたが、その後、転出をされた方

1月2日以降に転入された方は、1月1日在住の市町村から納税通知書が送付されます

### 特別徴収する税額

公的年金等に係る、所得割額及び均等割額です。

給与所得や不動産所得などの他所得がある場合には、公的年金所得相当税額のみが差し引かれます

### 特別徴収開始年度の徴収方法

公的年金等に係る所得割と均等割の半分に相当する額を、6月と8月に納税通知書(普通徴収)で納めていただきます。

残りの半分は10月、12月、2月の各月に支払われる年金から特別徴収(本徴収)します。

翌年度の4月、6月、8月の年金から、前年度の後半の金額を暫定的に徴収(仮徴収)します。また、6月に確定した年税額から仮徴収分を引いた残りの額を、10月、12月、2月に特別徴収(本徴収)します。

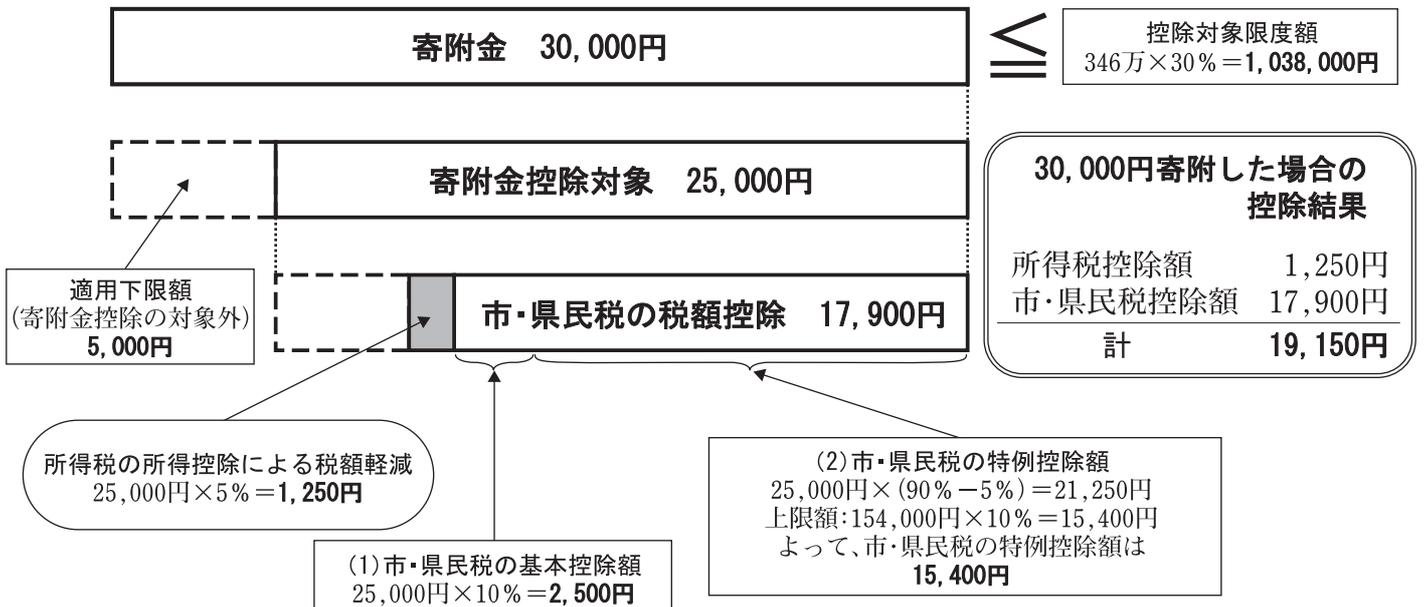
# 地方公共団体に対する寄附金税制の見直し

	改正前	改正後
控除方式	所得控除方式(所得から控除) (寄附金 - 10万円) × 税率10% 寄附金控除対象額の10%の軽減効果	税額控除方式(算出された税額から控除) (1)と(2)の合計額を税額控除 (1)基本控除(寄附金 - 5千円) × 10% (2)特例控除(寄附金 - 5千円) × (90% - 所得税の税率) (2)の額については、市・県民税所得割額の1割を限度とする
控除対象限度額	総所得金額等の25%(寄附金合計額)	総所得金額等の30%(寄附金合計額)
適用下限額	10万円	5千円

## 具体例

給与収入500万円で夫婦、子2人世帯、社会保険料控除50万円、地方公共団体に対する寄附金30,000円のケース

(給与所得346万円 所得税の税率5% 市・県民税所得割額154,000円とした場合)



## 寄附金控除の拡充

### 制度の概要

都道府県・市区町村、住所地の都道府県共同募金会などに対する寄附金の控除対象額が、10万円を超える部分から5千円を超える部分となり、控除対象限度額は総所得金額等の25%から30%に引き上げられ、拡充が図られます。特に都道府県・市区町村に対する寄附金は、特例控除により、市・県民税所得割額の1割程度を限度として、所得税と併せて5千円を超える部分の全額が控除される場合があります。出身地や、在住の市区町村災害にあった地域への寄附など、地方公共団体であれば寄附先に制限はありません。

### 控除の手続き

寄附金控除は、寄附を行った方が、寄附先が発行する領収書を添付し、所得税の確定申告をしてください。所得税が課税されない方は、市民税・県民税の申告をしてください。(所得割の課税のある方) 寄附金控除は所得割額にのみ適用されます。均等割額から差し引くことはできません。

問合せ市民税課へ内線1095